

税務調査、相続税に包囲網

贈与財産で申告漏れ多く

個人の税申告が適正かどうかを調べる税務署の調査が例年9月ごろから年末にかけて本格化する。今年は相続税を中心に一段と厳しくなりそうだ。新型コロナウイルスの感染拡大が続き対面調査を増やしていくなか、申告漏れなどが目立つ。相続税は多額の追徴課税をできる可能性が大きい。税務調査のポイントを知って、早めに対策を考えておきたい。

「コロナ下で税務調査の取り組み方を変えていることがうかがえる」。相続税の申告や税務調査への対応を専門とする多くの税理士は、国税庁がまとめた2019事務年度調査(19年7月～20年6月)のデータに注目する。相続税の実地調査件数は1万6355と前年度に比べ約15%減る一方、1件当たりの追徴税額は641万円と約13%増加していたからだ。

実地調査では税務署の調査官が納税者の自宅などを訪れて申告内容が適切かどうかを質問する。封書を送付して修正申告などを求める文書による調査と並んで税務調査の柱だが、納税者の同意が必要。調査官、納税者のほか場合によっては税理士が立ち会うため、コロナ下では増えにくい状況だ。

そこで税務署が力を入れているとみられるのが「1件で多くの税額を追徴課税できる効率的な案件の洗い出し」(税理士の藤曲武美氏)。納税者が過去に申告した税務情報、金融機関を通じて入手した預貯金口座の内容や口座間のやり取りの情報などを入念に調べてから、実地調査に入っている可能性が大きい。藤曲氏は「コロナ禍が深刻化した今年はこうした姿勢がさらに強まりそうだ」と話す。

では税務署はどんな点に注目するのだろうか。税理士の多くがまず指摘するのが相続財産に入れるべき財産の申告漏れ。「生前贈与で受け取った財産を加算していない人が目立つ」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は指摘する。特に暦年贈与と相続時精算課税に注意が必要という。

相続人に毎年贈与をする方法。贈与税は1人当たり年110万円の非課税枠があり、この範囲で贈与を毎年続ければ贈与税を払わずに相続財産を減らすことができる。

相続税を抑えられるため富裕層を中心に利用されているが、「被相続人が亡くなって相続が発生する前の3年分は相続財産に加算することを知らない人が多い」と浅野氏は話す。

一方、相続時精算課税は相続人1人当たり合計2500万円までなら、何回贈与をしても税金がかからない。例えば親が亡くなる前に子どもが親を養うための資金を渡しているタイミングで多くの資金を渡すことができるなどのメリットがある。親が亡くなると相続時精算課税を利用した分はすべて相続財産に加算する必要があるが、「申告の際に忘

れやすい」(税理士の阿保秋声氏)という。

贈与財産の申告漏れとともに税務署が重点的に調べるのが「名義預金」だ。口座の名義は子どもなど相続人になっているものの、実際は親など被相続人が生前に子どもを名前に借りて開設し、実質的に管理していた預貯金口座を指す。株式の場合なら「名義株」と呼ばれる。

いずれも相続財産を減らす目的で使われることが多い。国税庁の19事務年度調査で相続税の申告漏れがあった財産の内訳をみると、「現預金」と「有価証券」が合計で4割強を占める。税務署が名義財産に当たるかを最終的に判断する際は「実地調査で相続人に直接質問することが一般的」と税理士の岡田俊明氏は話す。名義財産で

あれば財産の内容、印鑑や通帳などの管理状況について満足に回答できないからだ。

外国の金融機関にある預金、有価証券などの国外財産も申告漏れが目立つ。国税庁は18年から各国の税務当局と金融機関口座の情報交換を強化している。死亡保険金も非課税枠(相続人1人当たり500万円)を超える部分の申告漏れを把握するため、保険会社からの支払調書の提出を義務付けている。「事前に情報収集を徹底してから実地調査をするので追徴効率が上がっている」(藤曲氏)

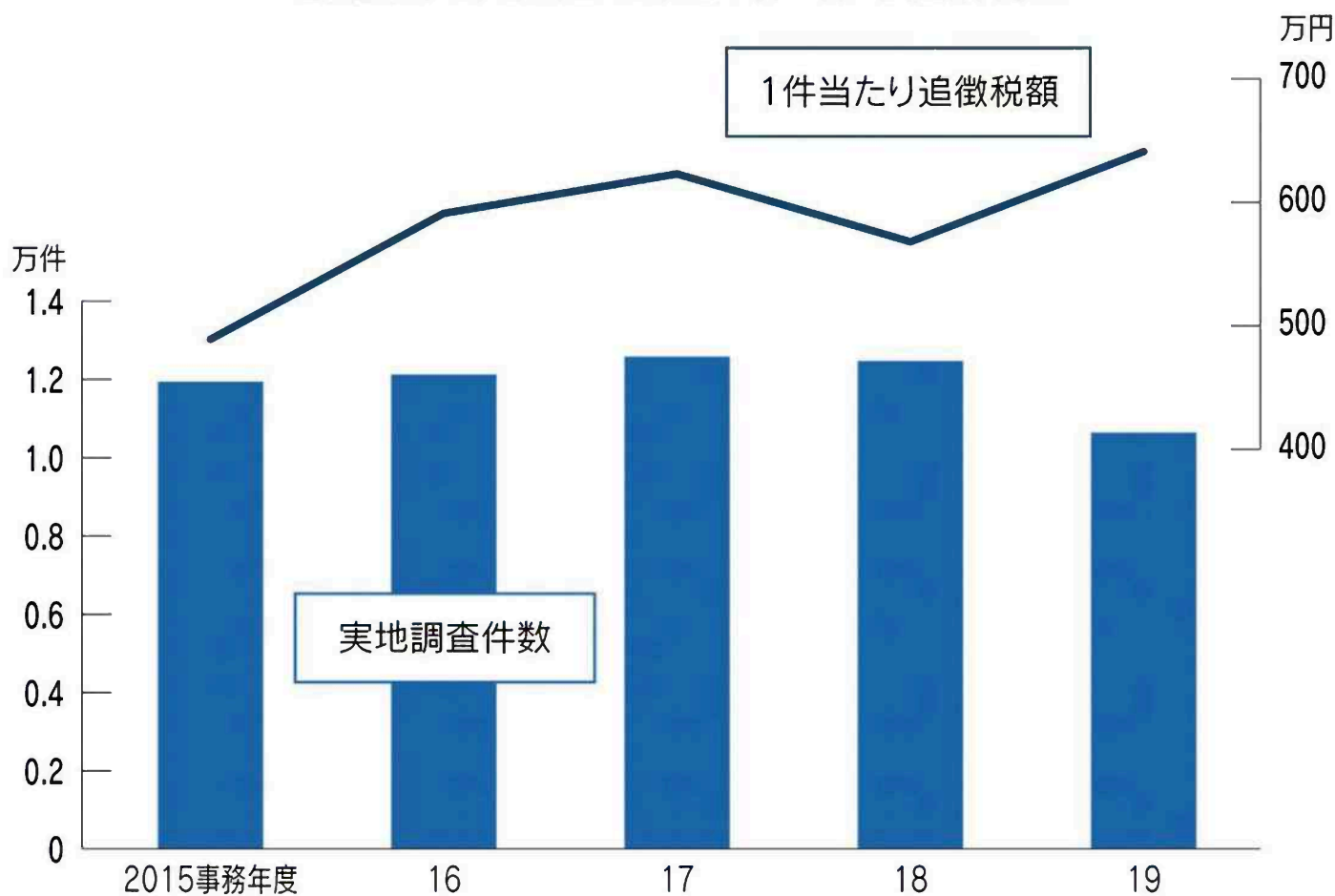
富裕層が中心の贈与や名義預金など比べて多くの人が指摘されるのが「小規模宅地の特例」の申告ミス。特例は被相続人の自宅を配偶者または同居する親族が相続すれば、自宅敷地の評価額を80%減らすことができる仕組みだ。同居していない親族でも、相続前3年間に自分の持ち家に住んでいないなどの条件を満たせば特例

の対象になる。しかし持ち家がなかったりするに特例を受けようとする例が多い。税務署が登記簿や固定資産税の納税記録などを調べれば比較的容易に分かるため、修正申告につながるやすい。

それでは相続税調査にどう対応すればいいのか。まず贈与や預貯金、国外財産などで申告漏れがないかチェックすることが重要だ。特に生前贈与では「兄弟など自分以外の相続人が財産を受け取っていないかを確認したい」(浅野氏)。申告漏れがあると追徴課税の影響を受ける可能性が大きい。

「被相続人の財産の増減と理由を十分な裏付けのある資料で示すことも大切」とランドマーク税理士法人代表税理士の清田幸弘氏は助言する。例えば被相続人や相続人の過去3～5年間の預貯金通帳が必要という。被相続人が亡くなる前に口座から多額の現金がある税務署に使い道を聞かれるのが一般的だ。仮に被相続人の医療費や生活費などに充てたのなら、領収書などを用意しておきたい。

相続税の実地調査件数と1件当たり追徴税額



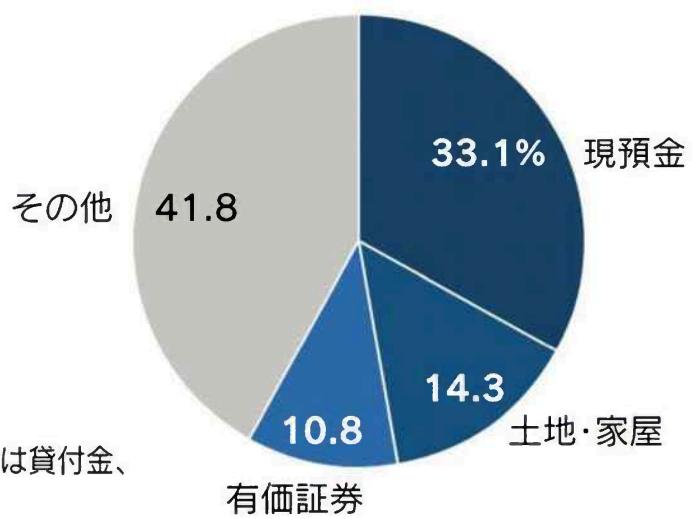
(注) 国税庁調べ。事務年度は7月～翌年6月

相続税の申告で税務署が注目する主な項目や財産

- 相続開始前3年以内の暦年贈与や相続時精算課税による贈与
- 外国金融機関にある預金などの国外財産
- 預金や株式などでの被相続人の名義財産
- 非課税枠を超える死亡保険金
- 小規模宅地特例の条件を満たしているか
- 被相続人の預貯金口座から死亡前に多額の出金



相続税で申告漏れのあった財産の内訳



(注) 国税庁調べ。「その他」は貸付金、預け金、返還金など

「マネーのまなび」面の詳細記事や関連記事は電子版の▶マネーのまなびでお読みいただけます。

